

新居浜市債権管理計画

平成23年9月

新居浜市債権管理委員会

目 次

はじめに	2
1 現状	2
2 課題	8
3 基本方針	8
(1) 対象とする債権	8
(2) 各滞納債権の消滅時効	10
(3) 債権の適正な管理	12
ア 納期内納付の推進	
イ 減免規定の適用	
ウ 速やかな督促手続きと催告	
エ 督促手数料・延滞金の収納	
オ 納付誓約書兼納付計画書の活用	
カ 適正な進行管理	
(4) 法的措置等対応の強化	13
(5) 数値目標の設定による収入率の向上	13
(6) 個人情報保護及び滞納情報の共有	14
ア 個人情報保護	
イ 滞納情報の共有	
(7) 人材の育成	14
ア スペシャリストの育成	
イ 研修の充実	
ウ 愛媛地方税滞納整理機構の活用	15
(8) 体制の整備	15
ア 組織機構の改革	
イ 原課における滞納処分の実施	
ウ 債権管理委員会の設置	
(9) 債権回収状況の公表	15
4 債権管理対策室の取り組み方針	16
(1) 平成23年度	16
(2) 平成24年度	16
(3) 平成25年度	17
参照法令等	18

はじめに

この計画は、本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示すものであり、計画の中に列挙された債権に加え、それ以外の債権においても、計画の趣旨に沿った適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的とする。

1 現 状

平成 22 年度末現在の、本市における滞納債権の収入状況は表のとおりであり、滞納額の合計は約 19.5 億円に達している。これは、平成 23 年度の各種会計の当初予算総額約 810 億円の約 2.40%に相当する。

表に示したとおり、収入未済額が 5 千万円を超える債権（市税、国民健康保険料、住宅新築資金等貸付金、市営住宅使用料、水道料金、保育所保育料、介護保険料）の滞納額が、全体の約 93.2%を占めている。

(単位：千円)

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
市 税 (強制徴収公債権)	現年度	19,028,806	18,717,712	0	311,094	98.37	0.14	190
	滞納繰越	1,045,698	254,888	70,332	720,478	24.37	-0.79	0
	計	20,074,504	18,972,600	70,332	1,031,572	94.51	0.07	190
保 育 所 保 育 料 (強制徴収公債権)	現年度	741,716	722,379	0	19,337	97.39	0.80	0
	滞納繰越	74,215	23,596	0	50,618	31.79	15.05	0
	計	815,930	745,975	0	69,955	91.43	0.65	0
国 民 健 康 保 険 料 (強制徴収公債権)	現年度	2,523,215	2,360,943	0	162,273	93.57	0.76	628
	滞納繰越	278,386	73,377	63,394	141,615	26.36	1.18	15
	計	2,801,601	2,434,320	63,394	303,888	86.89	1.75	643
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 (強制徴収公債権)	現年度	1,068,009	1,064,456	0	3,553	99.67	0.05	520
	滞納繰越	6,230	3,428	688	2,114	55.02	-17.12	6
	計	1,074,239	1,067,884	688	5,667	99.41	-0.08	526
介 護 保 険 料 (強制徴収公債権)	現年度	1,900,106	1,874,809	0	25,297	98.67	0.08	948
	滞納繰越	49,722	11,139	13,080	25,503	22.40	1.95	533
	計	1,949,828	1,885,948	13,080	50,800	96.72	-0.07	1,481

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
下水道事業 受益者 負担金 (強制徴収公債権)	現年度	38,921	38,651	0	270	99.31	0.79	0
	滞納繰越	1,248	412	47	789	33.05	15.65	0
	計	40,168	39,063	47	1,058	97.25	0.55	0
下水道 使用料 (強制徴収公債権)	現年度	1,344,065	1,327,693	0	16,373	98.78	-0.03	0
	滞納繰越	42,710	10,749	826	31,135	25.17	-2.35	0
	計	1,386,775	1,338,442	826	47,508	96.51	0.02	0
自動販売機 設置使用料 (漁港占用料) (強制徴収公債権)	現年度	90	12	0	78	13.33	-86.67	0
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
	計	90	12	0	78	13.33	-86.67	0
市営住宅 使用料 (非強制徴収公債権)	現年度	335,559	317,794	0	17,764	94.71	-0.17	0
	滞納繰越	86,253	18,795	408	67,050	21.79	0.14	0
	計	421,812	336,590	408	84,814	79.80	-0.08	0
市営住宅 共益費 (非強制徴収公債権)	現年度	45,804	42,715	0	3,089	93.26	-0.51	0
	滞納繰越	22,051	1,266	280	20,505	5.74	-0.80	0
	計	67,855	43,981	280	23,595	64.82	-1.73	0
介護福祉課 老人ホーム費 負担金 (非強制徴収公債権)	現年度	1,029	628	0	400	61.10	3.61	0
	滞納繰越	766	383	0	383	50.01	-	0
	計	1,794	1,011	0	783	56.37	-1.12	0
生活保護費 返納金 返還金 徴収金 (非強制徴収公債権)	戻入	11,803	11,324	0	479	95.95	-4.05	0
	現年度	24,156	21,868	0	2,288	90.53	-3.63	0
	滞納繰越	10,135	434	0	9,702	4.28	4.28	0
	計	46,094	33,626	0	12,468	72.95	-8.31	0
し尿汲取 手数料 (非強制徴収公債権)	現年度	26,628	26,515	0	113	99.57	0.34	0
	滞納繰越	307	187	16	105	60.90	-39.10	0
	計	26,935	26,702	16	218	99.13	-0.10	0
児童扶養 手当 返還金 (非強制徴収公債権)	戻入	680	0	0	680	0.00	-18.32	0
	現年度	3,234	407	0	2,827	12.59	0.74	0
	滞納繰越	7,518	827	0	6,692	11.00	0.83	0
	計	11,433	1,234	0	10,199	10.79	-0.99	0

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
児童手当 返還金 (非強制徴収公債権)	戻入	-	-	-	-	-	-	-
	現年度	30	10	0	20	33.33	-8.34	0
	滞納繰越	140	0	0	140	0.00	-100.0	0
	計	170	10	0	160	5.88	-59.97	0
子ども手当 返還金 (非強制徴収公債権)	戻入	52	0	0	52	0.00	-	0
	現年度	-	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
	計	52	0	0	52	0.00	-	0
幼稚園 保育料 (非強制徴収公債権)	現年度	8,208	8,208	0	0	100.00	0.00	0
	滞納繰越	32	0	0	32	0.00	0.00	0
	計	8,240	8,208	0	32	99.61	-0.01	0
放課後 児童クラブ 利用料 (私債権)	現年度	33,440	32,912	0	528	98.42	0.44	0
	滞納繰越	1,314	365	0	950	27.74	16.46	0
	計	34,754	33,276	0	1,478	95.75	-0.54	0
診療報酬 返還金 (一般) (私債権)	戻入	264	169	0	95	64.15	-17.77	0
	現年度	314	164	0	150	52.29	1.48	0
	滞納繰越	2,416	29	0	2,387	1.22	1.15	0
	計	2,994	363	0	2,631	12.12	-9.37	0
診療報酬 返還金 (退職) (私債権)	戻入	5	5	0	0	100.00	-	0
	現年度	420	420	0	0	100.00	0.00	0
	滞納繰越	595	0	0	595	0.00	0.00	0
	計	1,020	425	0	595	41.62	40.91	0
母子家庭 医療費 返還金 (私債権)	戻入	-	-	-	-	-	-	-
	現年度	640	116	0	524	18.12	-60.63	0
	滞納繰越	208	25	0	183	12.10	12.10	0
	計	848	141	0	707	16.64	-53.41	0
慈光園 老人短期 保護費納付金 (私債権)	現年度	99	99	0	0	100.00	0.00	0
	滞納繰越	33	0	0	33	0.00	0.00	0
	計	132	99	0	33	74.83	-1.12	0

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
管財課 土地建物 貸付料 (私債権)	現年度	12,699	10,754	0	1,945	84.68	2.46	0
	滞納繰越	10,105	1,907	0	8,199	18.87	-5.75	0
	計	22,805	12,661	0	10,144	55.52	-2.34	0
災害援護 資金貸付金 (私債権)	現年度	6,568	2,485	0	4,083	37.84	2.25	0
	滞納繰越	7,273	497	0	6,776	6.83	2.20	0
	計	13,841	2,982	0	10,859	21.55	-3.48	0
住宅新築資 金等貸付金 (私債権)	現年度	18,227	12,165	0	6,062	66.74	-2.78	0
	滞納繰越	199,518	6,140	0	193,378	3.08	1.30	0
	計	217,745	18,305	0	199,440	8.41	-1.29	0
下水道管理課 水洗改造資金 融資返還金 (私債権)	現年度	-	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	267	0	0	267	0.00	0.00	0
	計	267	0	0	267	0.00	0.00	0
下水道建設課 過払前払金 利息 (私債権)	現年度	-	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	24	0	24	0	0.00	0.00	0
	計	24	0	24	0	0.00	0.00	0
学校教育課 損害賠償金 (私債権)	現年度	600	440	0	160	73.34	-23.84	0
	滞納繰越	20	20	0	0	100.00	-	0
	計	620	460	0	160	74.19	-22.99	0
奨学資金 貸付基金 貸付金 (私債権)	現年度	6,608	5,665	0	943	85.73	-3.70	0
	滞納繰越	2,953	397	0	2,556	13.44	-7.27	0
	計	9,561	6,062	0	3,499	63.40	-10.60	0
青野記念 奨学基金 貸付金 (私債権)	現年度	1,521	1,470	0	51	96.63	1.73	0
	滞納繰越	117	26	0	91	21.92	-54.27	0
	計	1,638	1,495	0	142	91.30	-1.72	0
特別奨学 基金 貸付金 (私債権)	現年度	-	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
入学準備金 貸付基金 貸付金 (私債権)	現年度	60	20	0	40	33.33	33.33	0
	滞納繰越	110	0	0	110	0.00	0.00	0
	計	170	20	0	150	11.76	11.76	0

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
水道料金 (私債権)	現年度	1,676,106	1,658,954	0	17,151	98.98	0.18	0
	滞納繰越	78,639	20,040	1,764	56,835	25.48	-1.25	0
	計	1,754,744	1,678,994	1,764	73,986	95.68	0.17	0
水道 開栓料 (私債権)	現年度	20	20	0	0	100.00	0.00	0
	滞納繰越	-	-	-	-	-	-	-
	計	20	20	0	0	100.00	14.29	0
合計	戻入	12,803	11,498	0	1,305	89.81	-1.44	0
	現年度	28,846,895	28,250,482	0	596,412	97.93	0.12	2,287
	滞納繰越	1,929,002	428,927	150,858	1,349,218	22.24	0.27	553
	計	30,788,700	28,690,907	150,858	1,946,936	93.19	0.10	2,840

注1 戻入とは、平成22年度中に支出したもののうち、何らかの事由により過誤払いとなり、当該支出経費に戻入しなければならないものである。よって、戻入については、会計上歳入扱いとはならない。戻入の未収額については、出納閉鎖後は現年度の歳入として取り扱うことになる。(地方自治法施行令第159条・160条)

注2 自動販売機設置使用料(漁港占用料)は、新居浜市漁港管理条例に基づき設置許可を出し、甲種漁港施設の占用料として請求しており、地方自治法第231条の3第3項及び地方自治法附則第6条第4号の規定に該当するため、強制徴収債権に区分される。

注3 数字は平成22年度決算の数字であるが、次の費目については、滞納債権を明確にするため、決算書の金額から担当課分を抜き出す等、決算書の金額とは異なっている。
(債権名を網掛け済)

- 1) **保育所保育料**：一般会計の「児童福祉施設費負担金」のうち、保育所保育料のみを抜き出している。
- 2) **自動販売機設置使用料(漁港占用料)**：一般会計の「漁港使用料」のうち、農林水産課管理の自動販売機設置使用料分を抜き出している。
- 3) **老人ホーム費負担金**：一般会計の「老人ホーム費負担金」のうち、介護福祉課管理の特養等措置利用者分を抜き出している。
- 4) **生活保護費返納金・返還金・徴収金**：一般会計の「雑入」のうち、生活保護費分を抜き出している。

- 5) **児童扶養手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、児童扶養手当返還金分を抜き出している。
- 6) **児童手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、児童手当返還金分を抜き出している。
- 7) **診療報酬返還金（一般）**：国民健康保険事業特別会計の「(一般被保険者) 返納金」のうち、診療報酬返還金分を抜き出している。
- 8) **診療報酬返還金（退職）**：国民健康保険事業特別会計の「(退職被保険者等) 返納金」のうち、診療報酬返還金分を抜き出している。
- 9) **母子家庭医療費返還金**：一般会計の「民生医療費納付金」のうち、母子家庭医療費返還金分を抜き出している。
- 10) **老人短期保護費納付金**：一般会計の「老人短期保護費納付金」のうち、介護福祉課管理の慈光園ショートステイ利用者分を抜き出している。
- 11) **土地建物貸付料**：一般会計の「土地建物貸付収入」のうち、管財課管理分を抜き出している。
- 12) **水洗改造資金融資返還金**・：公共下水道事業特別会計の「雑入」のうち、下水道管理課管理の水洗改造資金融資返還金分のみを抜き出している。
- 13) **過払前払金利息**：公共下水道事業特別会計の「雑入」のうち、下水道建設課管理の過払前払金利息分のみを抜き出している。
- 14) **水道料金**：公営企業会計の水道料金については、他の会計と同様の出納整理期間を想定し、3月末決算に翌年度の4/1～5/31の収入額を加味した額で算定している。

注4 特別奨学基金貸付金、水道開栓料については、現在滞納となっていないが過去未収金が発生(特別奨学基金貸付金は平成19年度、水道開栓料は平成18年度)したことがあるため、管理費目として表に加えている。(合計34債権)

2 課題

市債権の滞納額の増加は、厳しい経済状況、少子高齢化社会の到来などの社会情勢の変化に起因していると考えられ、平成20年9月のリーマンショック以降の世界的な景気の低迷が、依然として市民生活に影響を及ぼしている。

このような状況では、滞納が重なるほど収納の困難度が増すと考えられるため、滞納となる前、あるいは滞納初期における適切な納付相談・指導などが必要となる。

これに対して、経済面においては特に支障がないと考えられるケースであっても、納付されずに滞納となるものが増加する傾向にある。

納付されない要因としては、納付意識の希薄化が考えられるところであり、納付指導にあたっては、納付の必要性を説明し理解を得ることが重要となる。

この納付意識の希薄化による滞納は、他の市民に不公平感を抱かせることとなり、これを放置し、滞納額を増加させることは、財政運営のみならず市政全般にわたって重大な影響を及ぼす危険性がある。

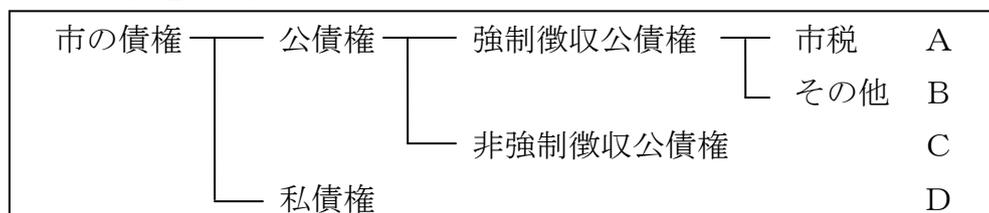
今後は、『納付可能な状況にもかかわらず自主納付がなされない場合においては、差押や訴訟提起などの法的措置を執る。』という強い姿勢のもと、滞納整理業務にあたっていくこととする。

3 基本方針

(1) 対象とする債権

この計画に基づき収納の強化を図る債権は、市税を含む全ての公債権及び私債権のうち、過去5カ年の間に滞納があった債権とする。

市の債権の区分について



強制徴収公債権 = 市税の滞納処分の例により処分できる債権。
非強制徴収公債権 } = 裁判所への手続きを経ないと強制的に徴収
私債権 } = できない債権。

A：強制徴収公債権（市税）

市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税、入湯税

B：強制徴収公債権（その他）

強制徴収公債権とは、市税及び市税の滞納処分の例により処分できる債権であり、地方自治法第231条の3第3項において、次の歳入に限定されている。

ア 分担金 イ 加入金 ウ 過料
エ 法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入

※「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」とは、地方自治法附則第6条又は地方自治法以外の各法律において、税の滞納処分の例により処分できることを規定しているものをいう。

『強制徴収公債権（その他）の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	保育所保育料	児童福祉法第56条第10項
2	国民健康保険料	国民健康保険法第79条の2
3	自動販売機設置使用料（漁港占用料）	地方自治法附則第6条第4号

その他（後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道事業受益者負担金、下水道使用料）

C：非強制徴収公債権

非強制徴収公債権とは、許可・認可等の行政処分に伴い発生する使用料や手数料、返還金等で、強制徴収公債権に該当しない債権である。

『非強制徴収公債権の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	市営住宅使用料	地方自治法第225条
2	老人ホーム費負担金	老人福祉法第28条
3	生活保護費返納金・返還金・徴収金	生活保護法第63条及び第78条

その他（市営住宅共益費、し尿汲取手数料、児童扶養手当返還金、児童手当返還金、子ども手当返還金、幼稚園保育料）

D：私債権

私債権とは、行政処分のような行政庁の一方的な意思決定ではなく、相手方との対等な関係に基づき締結される私法上の「契約」と解される行為により発生する債権をいう。

『私債権の例』

	債権名	契約内容
1	土地建物貸付料	私法上の賃貸借契約
2	住宅新築資金等貸付金	私法上の金銭貸借契約
3	水道料金	私法上の商品売却代金

その他（放課後児童クラブ利用料、診療報酬返還金（一般及び退職）、母子家庭医療費返還金、老人短期保護費納付金、災害援護資金貸付金、水洗改造資金融資返還金、過払前払金利息、損賠賠償金、奨学資金貸付基金貸付金、青野記念奨学基金貸付金、特別奨学基金貸付金、入学準備金貸付基金貸付金、水道開栓料）

（２）各滞納債権の消滅時効

各債権の消滅時効は次のようになっている。

強制徴収公債権（市税）

種別	債権名	時効	根拠法令	時効の援用
A	市税	5年	地方税法第18条第1項	不要

強制徴収公債権（その他）

種別	債権名	時効	根拠法令	時効の援用
B	保育所保育料	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	国民健康保険料	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
B	後期高齢者医療保険料	2年	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項	不要
B	介護保険料	2年	介護保険法第200条第1項	不要
B	下水道事業受益者負担金	5年	都市計画法第75条第7項	不要
B	下水道使用料	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	自動販売機設置使用料 (漁港占用料)	5年	地方自治法第236条第1項	不要

非強制徴収公債権

種別	債権名	時効	根拠法令	時効の援用
C	非強制徴収公債権の全債権	5年	地方自治法第236条第1項	不要

私債権

種別	債権名	時効	根拠法令	時効の援用
D	放課後児童クラブ利用料	10年	民法第167条第1項	要
D	診療報酬返還金（一般）	5年	地方自治法第236条第1項	要
D	診療報酬返還金（退職）	5年	地方自治法第236条第1項	要
D	母子家庭医療費返還金	10年	民法第167条第1項	要
D	老人短期保護費納付金	5年	民法第169条	要
D	土地建物貸付料	5年	民法第169条	要
D	災害援護資金貸付金	10年	民法第167条第1項	要
D	住宅新築資金貸付金	10年	民法第167条第1項	要
D	水洗改造資金融資返還金	10年	民法第167条第1項	要
D	過払前払金利息	5年 (10年)	商法第522条 (民法第167条第1項)	要
D	損害賠償金	10年 (3年)	民法第174条の2第1項 (民法第724条)	要
D	奨学資金貸付基金	10年	民法第167条第1項	要
D	青野記念奨学基金	10年	民法第167条第1項	要
D	特別奨学基金	10年	民法第167条第1項	要
D	入学準備金貸付基金	10年	民法第167条第1項	要
D	水道料金	2年	民法第173条	要
D	水道開栓料	3年	民法第170条	要

注1 過払前払金利息：基本的に一般債権として民法第167条第1項の規定により10年時効であるが、滞納となった事案については、建設業者との商事契約に基づくものであったことから、商法が適用となり、商法第522条の規定により5年時効となる。

注2 損害賠償金：不法行為による損害賠償の請求権は、民法第724条の規定により3年である。ただし、滞納となった事案では、市と相手方とで和解しているため、民法第174条の2第1項の規定により10年時効となる。

注3 時効の援用：時効によって利益を受ける者が、時効が成立したことを主張すること。時効は法律の定める時効期間が経過しただけでは確定せず、援用があって初めて確定する。ただし公債権の消滅時効は、地方自治法第236条第2項により、援用が無くても確定する。

(3) 債権の適正な管理

債権管理は、時間の経過や状況の変化に応じ、各段階において適正に行う。

ア 納期内納付の推進

滞納債権を発生させないため、口座振替の勧奨、広報紙・ポスター・チラシ等による啓発、納付機会の拡大等を検討、実施していく。

イ 減免規定の適用

災害・生活困窮等により、納入義務者から減免の申請がなされた場合には、法令等に基づく減免規定を適正に運用する。

ウ 速やかな督促手続きと催告

初期対応を迅速かつ的確に実施することが、滞納額を増加させないことに繋がるため、滞納発生後は、法令等に基づく速やかな督促手続きを徹底する。

督促指定期日までに納付がない場合は、文書・電話・訪問等による催告を行うが、文書催告については、6月・12月等に納付書を封入したものとし、催告書通知文の言い回しについても、滞納の段階に応じたものとする。

エ 督促手数料・延滞金の収納

納期後の納付の際には、納期内納付した者との公平性を保つためにも、歳出返還金を除く公債権については、地方税法や新居浜市督促手数料及び延滞金条例等の法令に基づく督促手数料及び延滞金を収納する。

私債権については、契約書に、督促事務費や遅延損害金について規定するよう努める。

延滞金を減免する場合には、減免規定等を整備し、適正に運用する。

オ 納付誓約書兼納付計画書の活用

災害・生活困窮等により納期内の納付が困難になった場合、あるいは納付が滞った場合には、納付誓約書兼納付計画書を受領して時効の中断を図り、その後の納付計画の着実な履行を促す。

カ 適正な進行管理

滞納額、滞納の理由（納付の意思）、連帯保証人の有無、経済的状況、資産保有の状況等を勘案し、効果的・効率的な債権回収方法を選択する。

なお、責任の所在を明確にするため担当者制を敷き、月に1回以上は係会等を実施し、前年同期の収入率との比較によって、滞納整理事務の

機敏な軌道修正を行う。

また、債権ごとに異なる消滅時効期間や時効の援用の要否等を勘案のうえ、重点滞納事案については管理職ヒアリングを実施するなど滞納整理のスケジュールを設定し、適正な進行管理を実施する。

(4) 法的措置等対応の強化

強制徴収可能な債権については、悪質な滞納者を中心に差押を実施する。

その他の非強制徴収債権については、裁判手続きに移行できる準備を進めていく。

(5) 数値目標の設定による収入率の向上

収納実績を向上させるために数値目標を設定し、各債権所管課においては、数値目標の達成に努める。

各滞納債権（強制徴収債権）の目標数値（収入率）

債権名	区分	実績		目標		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
市 税	現年度	98.23	98.37	98.40	98.41	98.42
	滞納繰越	25.16	24.37	24.36	24.35	24.34
	計	94.44	94.51	94.54	94.55	94.56
保 育 所 保 育 料	現年度	96.59	97.39	97.60	97.80	98.00
	滞納繰越	16.74	31.79	28.00	28.00	28.00
	計	90.78	91.43	92.00	92.50	93.00
国 民 健 康 保 険 料	現年度	92.81	93.57	93.57	93.58	93.59
	滞納繰越	25.18	26.36	26.36	26.37	26.38
	計	85.14	86.89	85.87	85.55	85.38
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	現年度	99.62	99.67	99.68	99.69	99.70
	滞納繰越	72.14	55.02	56.00	57.00	58.00
	計	99.49	99.41	99.45	99.47	99.48
介 護 保 険 料	現年度	98.59	98.67	98.73	98.61	98.67
	滞納繰越	20.45	22.40	22.40	23.00	23.00
	計	96.79	96.72	96.77	96.50	96.75

下水道事業 受益者 負担金	現年度	98.52	99.31	98.80	98.25	98.25
	滞納繰越	17.40	33.05	32.01	40.83	34.04
	計	96.70	97.25	97.08	96.58	96.06
下水道 使用料	現年度	98.81	98.78	99.00	99.00	99.00
	滞納繰越	27.52	25.17	28.00	28.00	28.00
	計	96.49	96.51	96.59	96.64	96.67
自動販売機 設置使用料 (漁港占用料)	現年度	100.00	13.33	100.00	100.00	100.00
	滞納繰越	-	-	100.00	-	-
	計	100.00	13.33	100.00	100.00	100.00

(6) 個人情報の保護及び滞納情報の共有

ア 個人情報の保護

債権管理は市民の個人情報そのものを取り扱う業務であることから、滞納者の資産状況等の把握や各債権間の連携など債権回収の促進にあたっては、個人情報の保護に留意する。

イ 滞納情報の共有

平成19年3月の総務省通知により、市税、国民健康保険料及び保育所保育料等強制徴収債権の滞納者の情報については、その情報の共有が可能との見解が示されていることから、情報交換会の開催等、庁内での積極的な情報の共有を図る。

(7) 人材の育成

ア スペシャリストの育成

債権管理、滞納整理に関する業務は、債権の内容に関する専門的知識に加えて、滞納処分に関する知識も必要とされる。また、納付折衝において対人的な交渉技術も要求されるため、スペシャリストの育成を図っていく。

イ 研修の充実

従来から職場内研修あるいは外部機関の専門研修を実施しているが、順次策定していく予定の「滞納整理業務マニュアル」を活用し、特に職場内研修を充実させることにより、債権管理に係る職員の全体的なレベルアップを図る。

ウ 愛媛地方税滞納整理機構の活用

愛媛地方税滞納整理機構は、各市町から移管された税の徴収困難事案の滞納処分を専門的に実施しており、本市から派遣された職員の帰任後における専門知識の普及を進めていく。

(8) 体制の整備

ア 組織機構の改革

組織機構においては、平成 22 年度に、各種の滞納債権を総括し対策の検討や滞納処分による債権回収を実施する専門的な部署として、債権管理対策室を設置したところである。

今後の組織の在り方については、債権管理委員会で協議検討を行うが、収納業務の基本は、原に債権を所管する課所の日常業務の中にあり、原課収納事務の無責任化を防止するため、「収納責任は原課にある」を基本とする。

したがって、債権管理対策室は原課を支援する位置付けとなる。

また、債権所管課等における人員配置の見直し、業務の繁閑に応じた人員の流動的な配置、徴収嘱託員の配置など、経営資源を有効に活用する方策を検討する。

イ 原課における滞納処分の実施

債権管理対策室において差押が実施された債権については、翌年度以降には、債権管理対策室の指導・助言のもと、原課においても差押を実施し、差押を前提とした滞納整理事務の定着を図る。

ウ 債権管理委員会の設置

債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、市民の公平な負担による収入確保の徹底を図るため、債権管理委員会を設置し、特定債権の処理に係る審議をはじめとして、債権管理に係る重要な方針を決定することとする。

(9) 債権回収状況の公表

市の歳入における滞納額の増加は、善良な納付者である市民に不公平感を抱かせる原因となり、市政に対する不信感を招く可能性がある。

市の取り組みについて市民の理解を得るため、債権管理の徹底を図ると

ともに、取り組む対策、債権の回収状況など、債権管理対策室をはじめ滞納債権所管課においてもその執行状況について積極的に公表を行う。

4 債権管理対策室の取り組み方針

(1) 平成23年度

ア 保育料、国保料の滞納者に対する差押の実施

平成23年1月から24年3月までの15カ月間においては、保育所保育料と国民健康保険料の滞納者に対して預貯金、生命保険及び給料等の差押を実施する。その他の強制徴収債権について滞納がある場合は、債権所管課による差押・交付要求で対応する。

イ 差押財産拡大分の実施

平成24年度から収税課と共同で実施するインターネット公売に向けて、平成23年度内には不動産の差押に着手する。

ウ 平成23年度収入率目標値の公表

債権管理委員会において、平成22年度決算についての検証を行い、平成23年度決算に向けては、強制徴収債権の平成25年度までの個別収入率目標値の公表により、市全体の収入率向上に繋げる。

エ 滞納整理業務マニュアル（強制徴収債権編）の作成

強制徴収債権について、滞納整理業務マニュアルを作成する。

オ 滞納整理業務研修会の開催

滞納債権所管課を対象として、滞納整理業務の研修会を開催する。

(2) 平成24年度

ア 差押債権拡大分の実施

平成24年度からは、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納者に対して差押を実施する。

イ 差押財産拡大分の実施

インターネット公売に対応して、平成24年度からは、収税課と共同で自動車等及び不動産の差押を実施する。

ウ 平成24年度収入率目標値の公表

債権管理委員会において、平成23年度決算についての検証を行い、平成24年度決算に向けては、強制徴収債権外主要債権の平成26年度までの個別収入率目標値の公表により、市全体の収入率向上に繋げる。

エ 滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の検討

非強制徴収債権について、滞納整理業務マニュアルを検討する。

（3）平成25年度

ア 移管引受債権の拡大

平成24年度に積み残された強制徴収債権について差押を実施する。

また、一部非強制徴収債権については強制執行手続きを開始する。

イ 平成25年度収入率目標値の公表

債権管理委員会において、平成24年度決算についての検証を行い、平成25年度決算に向けては、強制徴収債権外主要債権の平成27年度までの個別収入率目標値の公表により、市全体の収入率向上に繋げる。

ウ 滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の作成

非強制徴収債権について、滞納整理業務マニュアルを作成する。

参照法令等

地方自治法第240条（債権）

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。 【全債権】

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【施行令第171条（私債権等）、第171条の2（非強制徴収公債権・私債権）】

- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。 【施行令第171条の3～7（非強制徴収公債権・私債権）】

- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権 【地方税法で規定】

二 過料に係る債権 【強制徴収が可能】

三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

【小切手法等債権一般の管理とは異なる方法で管理】

四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権 【手形や売掛債権であり電子記録債権法で規定】

五 預金に係る債権 【預金の取扱機関、責任等の制度が整備済】

六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

【性質上単に保管の義務を負うのみ】

七 寄附金に係る債権 【債務者の自発的意思に基づくもの】

八 基金に属する債権 【地方自治法第241条により債権管理の例による】

地方自治法第231条の3（督促、滞納処分等）

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。 【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】

- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者

が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

【市税等を除く強制徴収公債権】

- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。**【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】**
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。**【第5項から第9項まで市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】**
- 6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。**【市税等を除く強制徴収公債権】**
- 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。**【市税等を除く強制徴収公債権】**

地方自治法附則第6条

【強制徴収公債権】

他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）

の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

- 四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金**

地方自治法施行令第 171 条（督促） 【歳出返還金及び私債権】

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

地方自治法施行令第 171 条の 2（強制執行等） 【非強制徴収公債権・私債権】

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七十一条の五の措置をとる場合又は第一百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

新居浜市督促手数料及び延滞金条例（平成 11 年条例第 31 号）

【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 1 項の規定による歳入を納期限までに納付しない者に対する督促及び督促手数料及び延滞金の徴収に関しては、法令又は他の条例に特別に定めのあるものを除くほか、市税徴収の例による。

新居浜市債権規則第4条（督促手続）

【歳出返還金及び私債権】

主管部長等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の規定により債権(法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び法第240条第4項各号に規定する債権を除く。)の履行の督促をする場合には、速やかに督促状(第1号様式)を債務者に送付することにより行うものとする。

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（抜粋）

（平成19年3月27日総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知）

2 地方団体における徴収体制の整備

（3）地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料等国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方自治体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情などに応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。 【公債権】

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。 【公債権】

- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。 【全債権】

（例：差押や承認による時効の中断、催告による時効の延長規定等）

- 4 法令の規定による普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規程にかかわらず、時効中断の効力を有する。 【全債権】

（例：保証人へ請求する際の納入通知、民法上催告である督促状の送達等）

民法（時効関係）

【私債権】

第百四十五条（時効の援用）

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

第百六十七条（債権等の消滅時効）

債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

第百六十九条（定期給付債権の短期消滅時効）

年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

第百七十条（三年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第百七十三条（二年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

第七百七十四条（一年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

第七百七十四条の二（判決で確定した権利の消滅時効）

確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第七百二十四条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

商法第五百二十二条（商事消滅時効）

【私債権】

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。